
プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 483 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 483 回企業会計基準委員会（2022 年 7 月 19 日開催）で議論された次の事項に関する事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。
 - 実務対応報告公開草案第 63 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下「公開草案」という。）に対するコメントの全文とそれらに対する対応
 - 「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）に対するコメントの概要

II. 事務局の分析について聞かれた意見

（公開草案に対するコメントの全文とそれらに対する対応について）

2. 電子記録移転有価証券表示権利等に該当する新株予約権付社債の取扱いについては、新株予約権と異なり、公開草案に寄せられたコメントの中では直接言及されていないが、公開草案から変更されている点であり、公開草案から取扱いを変更した理由をコメント対応表に記載していただきたい。

（論点整理に対するコメントの概要について）

3. ICO トークンに関する会計基準の開発のニーズが非常に高いことは理解したが、ICO トークンの発行者が何らかの義務を負担している場合の会計処理（論点整理の論点 2(2)）や、ICO トークンの発行後において第三者から取得した ICO トークンの会計処理（論点整理の論点 3②）に関して、コメント回答者からの意見が分かれていることを踏まえると、会計基準の開発の難易度が高いと考えられる。仮に現時点で ICO トークンに関する会計基準を速やかに開発する場合、コメント回答者からの意見が分かれている論点については、どちらかの考え方にできるだけ集約していくことも必要であると考え。このため、考え方の集約の状況を見た上で、会計基準の開発を行うか否かを検討する必要がある。

4. 利用者の立場から、基準開発に対するニーズが高い会計基準の開発を行うことには、一般論としては賛成する。しかしながら、我が国において基準開発を行った後で、国際的な会計基準が開発され、再度我が国において基準開発を行うこととなった場合、相当なコストがかかるものと考えられる。したがって、国際的な基準開発に先行して基準開発に着手すべきとの回答を受けて基準開発に着手するかどうかについては、当該コストも考慮したうえで、慎重に判断すべきである。
5. 仮に国際的な基準開発に先行して会計基準の開発に着手する場合、再度我が国において基準開発を行う必要が極力ないように、国際的な会計基準の開発動向の把握や国際的な意見発信を行っていく必要があると考える。

以 上